

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条文

目次

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	1
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第 号）による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）（抄）	1
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）（抄）	2
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第 号）による改正後の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（抄）	2
特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）（抄）	3
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第 号）による改正後の特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（抄）	3
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）	4
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第 号）による改正後の使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）（抄）	4

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（認定の申請）

第三十二条の六 前条第二項の申請は、当該申請に係る都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項を記載した申請書を、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会を経由して、国家公安委員会に提出してしなければならない。この場合において、公安委員会は、当該申請に係る事項に関する意見を付して、国家公安委員会に送付するものとする。

2 （略）

（方面公安委員会への権限の委任）

第四十一条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げる事務を除き、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

- 一 第三条及び第四条の規定による指定
- 二 第五条第一項の意見聴取
- 三 第六条第一項及び第八条第四項の規定による確認の請求
- 四 第六条第四項及び第八条第五項の規定による通知の受理
- 五 第七条第一項（第八条第七項において準用する場合を含む。）及び第七条第四項の規定による公示
- 六 第七条第三項（第八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 七 第八条第二項及び第三項の規定による指定の取消し

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第 号）による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）（抄）

（方面公安委員会への権限の委任）

第五条 法第四十一条各号に掲げる事務以外の法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、法第三十二条の三第一項の規定による指定、同条第五項の規定による命令及び同条第六項の規定による取消しに関する事務を除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(廃棄物処理法の特例等)

第三十七条 指定法人、認定特定事業者又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定特定事業者から委託を受ける者にあつては、第十五条第二項第六号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項又は同条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けなくて、当該行為を業として実施することができる。

2 指定法人は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第 号）による改正後の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（抄）

(法第三十七条第二項の政令で定める基準)

第九条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ・ロ (略)

八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二ノチ (略)

三 (略)

特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号) (抄)

(指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等)

第四十九条 小売業者又は指定法人若しくは指定法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項又は第十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬(第九条の規定による引取り若しくは第十条の規定による引渡し又は第三十三条第三号に掲げる業務に係るものに限る。)を業として行うことができる。

2 (略)

3 指定法人は、第一項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

4 5 6 (略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十四年政令第 号)による改正後の特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年政令第三百七十八号) (抄)

(法第四十九条第三項の政令で定める基準)

第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ・ロ (略)

ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 丁 （略）

三 （略）

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号） （抄）

（解体業の許可等の特例）

第七十七条 指定再資源化機関又はその委託を受けた者は、前条第五号又は第六号に掲げる業務を行うときは、第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該業務に必要な行為を業として行うことができる。

2 指定再資源化機関は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3 （略）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第 号）による改正後の使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号） （抄）

（法第七十七条第二項の政令で定める基準）

第十六条 法第七十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ・ロ （略）

ハ 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十

三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等

の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれら

の法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二）又（略）

三（略）